

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に雇用され、その後、取締役就任した。

請求人は、平成〇年〇月〇日、会社の工場内を見回っていたところ、クレーンに吊し移動させていた金枠がずれて倒れ、その下敷きとなり受傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、受傷当日、D病院に受診し「非骨傷性頸髄損傷、第1腰椎骨折」と診断され、入院療養となった。

請求人は、本件災害による受傷は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人は労災保険法上の労働者に該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人が労災保険法上の労働者と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求代理人は、請求人は会社の取締役であるが、請求人は事業主の指揮命令の下に労務の提供をしており、労働の状況も他の労働者と何ら実態において変わるところはないことを理由に、請求人は労災保険法上の労働者であると主張する。

しかしながら、請求人自ら、最終的には社長に次ぐ役職である請求人が経営判断を下している旨述べており、採用権も行使している等、労働者としての実態を有しない者であったことは明らかである。

- (2) 請求人は、本件災害について、「会社も私自身も役員の事故は労災にならないという認識ですので、監督署へ労働者死傷病報告の提出を行っていません。」、「事故後、労災保険の特別加入という制度を知り、現在は特別加入の手続を行っていますが、当時はその知識もなく、労災保険が使えなければ健康保険が使えるだろうといった考えしかありませんでした。」、「今回の私の怪我にかかった治療費はとても高額です。(中略)健康保険、労災保険、どちらかの保険で救済してほしいといった思いから労災保険へも請求を行っています。」と述べている。

請求人は当初、労災保険法及び健康保険法の適用範囲を十分に理解していなかったとしても、任意で労災保険の特別加入の手続を行った時点からは、労災保険法による補償範囲を承知していると判断できるところ、上記申述のとおり、本件災害に係る治療費が高額であったことから、労災保険法上の労働者であるか否かの判断について審査請求、再審査請求の審査に望みを託したといえる。

- (3) 請求人が労災保険法上の労働者であるか否かについては、請求代理人の主張

を踏まえ本件記録を改めて精査したが、決定書理由第2の2の(2)に説示のとおり、会社社長から具体的な指揮命令を受けていたとは認められないこと、請求人に支給されているのは賃金ではなく、出勤日数や労働時間の制約を受けない株主総会及び取締役会で決定された報酬であることなどからして、当審査会としても、請求人を労災保険法上の労働者であるとは認められないと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。